

官による特別として認可される者に限る

七 本國に引揚げた外国人は連合國最高司令官による認可を以て場合以外は通商上の便宜を得らるる時期迄日本に帰還する

ことは許されぬ

八 總ての日本人は本土帰國前の武装を解除せしめらるる

九 連合國最高司令官は他の利益ある外國政府と引揚るる

必要の準備を有する

この附屬書及この覺書に用ひらるる非日本人とは北緯三十八度以外の朝鮮に引き揚げる在日朝鮮人と引揚の特権を失はぬ在日その他の非日本人(中国人、台湾人、琉球人及北緯三十八度以南の朝鮮に引揚げる朝鮮人)のみを合は

附屬書第二 一九四六年五月七日附 SCAPIN 九三、フアイ

ナンバリー A G 三七〇、五九 C 一〇

引揚るる日本政府への覚書

引揚るる日本国内の收容所

一 日本政府より引揚るる事項の取扱に指令せられたる學生省に掲げる事項を実施しなればならぬ

a 中央機関を設置し補給、輸送、身体検査、検査及びに關し他の日本政府の機関との協力と計り米第八軍をとる

b 指定港(第二項 a 参照)に收容所を設置し次の事項をとる

- (1) 海外より日本へ上り帰還するすべての日本人引揚者の收容、処理、看護及帰郷
- (2) 附屬書第三に略述してある在日外国人の集會処理、看護及乗船

各收容所の運営及該收容所監督の責任を負ふ該地区連
 合軍集営局との連絡維持に責任を負ふ駐在所長を任命
 すること

二 a 收容所の位置性格及収容力

收容所は次の地区に設置すること

函館	三〇、〇〇〇	(出国者)
舞鶴	四五、〇〇〇	
長浜	一五、〇〇〇	
佐世保	四五、〇〇〇	

b 施設

前記数の引揚者も收容処理及帰郷せしめられたる各指定港
 へ通常なる施設を敷設すること

右の指定港に設置せられた診断所及検査所は附添書第五
 に規定せられたる処置に従ふ通所に運用すること

c 医療処置

各收容所の施設、編成及の運営は一の收容所所在地と管理
 する連合軍当局の監督下に置かれる

附添書第五

日本国内への引揚及日本国外
 への引揚

第一節 一般計画

一 a 日本国内への引揚及日本国外への引揚

西は連合國最高司令官の別段の命令ある上は継続せらるる
引揚計画は収容所の使用と利用と得る船舶及び鉄道輸送等
を以て処理し得る運送に付の一此の収容所經由の引揚者の流
れを中心として作製せらるる

c この計画に於ては引揚希望の登録し引揚への特権を喪失し
彼等の引揚の完結に對する日本政府の指令に依り外國
國民はその引揚に對する特権を失ふ等の様々人々の目錄は日
本政府に依り保管せられねばならぬ

d 上記第一節c項の例外は引揚者に對して設けらるるやうな事
情によつて日本政府の計画に依り家族の場合に適用せらるる
實際の程度によつて側近家族の團體が一つの團體として考へらる
るべきであつて若しその団員が引揚の特権を喪失しないな
らば一つの團體として引揚げられねばならぬ

二 世保引揚收容所又は長途引揚收容所は特別に連合國最
高司令官によつて指令せられねば日本から退去するすべての
在日外國引揚者の処置に使用せられぬ

三 衛生者は次の事項を實施せらるること

a 手続処置の完了後二十四時間以内に收容所から処置場の監督官
である米軍地方軍政官によつて任命せられたる者を除いて入国
引揚者を移動せざるために必要な輸送準備を要する
b 外國人がこの計画の條項によつて移動する様指令せられたる時
で彼等の母國へ歸る事を希望している外國人を現住所に於
て置く統一と計ること

c 實際の処置と檢疫に關する事を除いて住居として收容所
の使用を禁止すること

四 日本政府は次の事項の如き船舶引揚の移動計画を立てること

a 日本船舶運送管理機関による日本の商船海軍の艦艇及他の日本人船舶

b 連合国最高司令官による連合国船舶

五 統制

a 日本政府は次の事項を実施する收容所の代表を任命すること

1 乗船前に出国する外国人を選出せられたクルーの指揮者の下に団体に組織する

2 此等々の団体に甲板上の日常の課程及守らるべき衛生上の処置を全般に指示する

3 団体の乗船順序を命令する

b 地方日本官憲は引揚人の日本滞在中及び日本人船員乗組の船舶に乗船中との統制のためあらゆる法律上の手段を利用すること

六 日本から北緯三十八度以南の朝鮮への朝鮮人の集団引揚

一九四六年十二月二十八日に完了したかその他の個人引揚は連合国最高司令官の他の指令に依り規定せられたる通り行はる

七 日本から北緯三十八度以北の朝鮮への集団引揚は一九四七年六月二十一日完了した

八 朝鮮人囚人の引揚

a 日本政府は一般朝鮮人囚人とその服役期間労役に服し且て釈放せられたる者は引揚げしめらるることとする但し日本政府の恩赦又は減刑の権利を犯すものと解釈してらる

b 前記の事項については一九四六年二月十九日附連合国最高司令官及び朝鮮人及び他の若干の国民に課せられた判決の再審

ソビエト地区及びソビエト支配地域からの日本人引揚者はこの規定書の條項に従つて処理される。附加として日本政府は次の事項を実施する。

一、引揚者がソビエト当局により送附された認可書類及設備を保有することであることを認める。

二、ソビエト当局に依り給与された品目表を船長が収集すること及び後列を令

される指令及び安全に及ぶリストを保管すること

三、引揚船舶の長が以下の事項を実施する必要な手段を取ること

a. ソビエト地区又はソビエト支配地区内をストアリ或は碇泊港と通信す

る場合には英語を用いること

b. 旅客名簿及びロシア語の書かれた輸送書類に従い、ソビエト当局に

より輸送される日本人引揚者の保護を受けしこと

c. 承認後ソビエト当局により提出された輸送書類に署名すること

d. 船舶及び供給物に対する危険を避けるために晝間ソビエト地区又はソビエト

支配地域内の指定集令地及港に到着す。操持に警戒すること

ソビエト地区及びソビエト支配地域内の集令地及港へ到着六時間前に

ソビエト地区及びソビエト支配地域内の集令地及港へ到着六時間前に

若し唯一の通過口の場合にソビエト当局の許可を得ずして船舶が通過することは

若し二以上の通過口がある場合は唯一の通過口は船舶航海日誌の二項に

4. ロシア語がソビエト及びソビエト支配地域の港から送附するすべての航海

信に使用されることを船長に知らせる。

c. 本項附屬書四項b及びc項(2)及附屬書五項(6)を参照のこと

第五節 其他の全地域への引揚及び其他の

全地域への引揚

十四、中華民國(滿州)を含む)及台灣諸島を含む)の地区からの集団引揚は中華民國滿州

會(及ソビエト支配地域の例外を除いて完了した。然しながらこの指令の二項

は連合國最高司令官の特別指令が前とは反対になされないのである。この指令の二項

は連合國最高司令官の特別指令が前とは反対になされないのである。この指令の二項

は連合國最高司令官の特別指令が前とは反対になされないのである。この指令の二項

は連合國最高司令官の特別指令が前とは反対になされないのである。この指令の二項